

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年4月22日
【事業年度】	第20期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）
【会社名】	株式会社フォーサイド
【英訳名】	Forside Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 根津 孝規
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町三丁目3番1号
【電話番号】	03(6262)1056
【事務連絡者氏名】	常務取締役 飯田 潔
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町三丁目3番1号
【電話番号】	03(6262)1056
【事務連絡者氏名】	常務取締役 飯田 潔
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2020年3月26日に提出いたしました第20期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）の有価証券報告書の記載内容の一部に訂正すべき箇所がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

注記事項

関連当事者情報

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【注記事項】

【関連当事者情報】

(訂正前)

(省略)

当連結会計年度(自2019年1月1日 至2019年12月31日)

(ア) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容又は 職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	泉 信彦	-	-	当社 取締役会長	(被所有) 直接 0.10% 間接16.78%	資金の借入	資金の借入 利息の支払	60,000 522	短期借入金 未払利息	60,000 522
役員	飯田 潔	-	-	当社 常務取締役	(被所有) 直接 0.16%	被債務保証	借入に対する 被債務保証	156,635	-	-
役員が議決 権の過半数 を自己の計 算において 所有してい る会社	レクセム株 式会社	東京都 中央区	100,000	株式等の保有 を通じた企業 グループの統 括・運営等	(被所有) 直接 6.74% 間接10.04%	資金の援助	貸付の返済 資金の貸付 利息の受取	582,417 349,634 4,930	長期貸付金 未収利息	334,080 725

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 資金の貸付及び資金の借入に係る利率については金融機関からの調達金利に基づき、決定しております。
- 銀行借入に対して、常務取締役である飯田潔より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

(訂正後)

(省略)

当連結会計年度(自2019年1月1日 至2019年12月31日)

(ア) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容又は 職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	泉 信彦	-	-	当社 取締役会長	(被所有) 直接 0.10% 間接16.78%	資金の借入	資金の借入 利息の支払	60,000 522	短期借入金 未払利息	60,000 522
役員	飯田 潔	-	-	当社 常務取締役	(被所有) 直接 0.16%	被債務保証	借入に対する 被債務保証	156,635	-	-
役員が議決 権の過半数 を自己の計 算において 所有してい る会社	レクセム株 式会社	東京都 中央区	100,000	株式等の保有 を通じた企業 グループの統 括・運営等	(被所有) 直接 6.74% 間接10.04%	資金の援助	子会社株式 の取得 貸付の返済 資金の貸付 利息の受取	576,000 582,417 349,634 4,930	長期貸付金 未収利息	334,080 725

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 資金の貸付及び資金の借入に係る利率については金融機関からの調達金利に基づき、決定しております。
- 銀行借入に対して、常務取締役である飯田潔より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
- 子会社株式の取得に係る取引金額については、独立の第三者算定機関に株式価値算定を依頼し、その評価額を助案して決定しております。